

大阪市基本計画

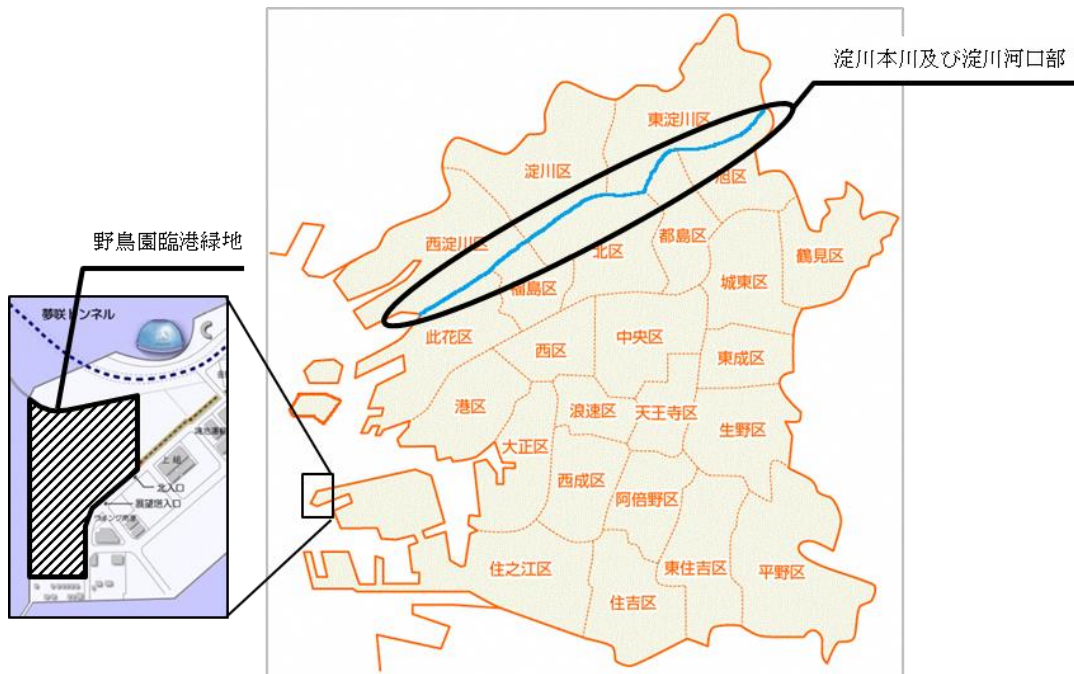
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 31 日現在における大阪府大阪市の行政区画とする。
面積は 22,521 ヘクタール（大阪市面積）である。

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（淀川本川及び淀川河口部）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及びシギ・チドリ類渡来湿地（野鳥園臨港緑地）を除くものとする。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

（地理的条件）

大阪市は、大阪府のほぼ中央に位置し、同府の府庁所在地である。西側は海に面し、北・東・南は他市に隣接している。北には淀川や神崎川、南には大和川などの大きな川が流れ、市域の大部分は平地である。

（産業構造等）

大阪市には約 19 万の多様な事業所が存在している。市内総生産額（名目）は東京都港区に次ぐ規模を有しており、国内総生産額の 3.9% を占める。産業構成としては、卸売・小売業のシェアが高く、商都型の構造が顕著である。製造業の事業所数は減少傾向にあるものの、全国や他都市と比較して高水準の付加価値率（製造品出荷額等に占める付加価値額の割合）を誇り、淀川北岸の淀川区や西淀川区、臨海部の此花区では製造品出荷額等が多く、東部地域（東成、生野、城東、平野の 4 区）には高密度な工業集積地が存在するなど、高度な技術を有する高付加価値型の手・中小のものづくり企業が多数存

在している。サービス業は従業者数及び生産額も多く、中でも主に事業者間で取引を行い業務効率化等に貢献するビジネス支援型のサービス（情報サービス業、インターネット付随サービス業、専門サービス業、技術サービス業など）が多く集積し、中でも情報通信業のシェアは他都市と比較して大きい。

関西圏は交通システムをはじめとする豊富な都市インフラ、巨大な消費市場、アジア地域をはじめ諸外国との強い取引関係、大学・研究機関や高付加価値型ものづくり産業の集積、様々なスキルやマインドを持つ多様な人材が存在するとともに、都市や社会の様々な課題に直面している。こうした環境の下で新たなビジネスが生まれ成長していく高いポテンシャルを有しており、大阪市はその中心にあり、関西圏の資源を取り込みながら、地域経済を牽引していく事業を生み出す優位性を有している。大阪市内には、世界的にも需要の拡大が見込まれるライフ（健康、医療、介護等）・グリーン（環境、エネルギー等）分野、情報通信関連分野などにおいて、関連する大手企業をはじめ、独自の技術力や開発力を持つ大手・中堅・中小企業、大学や研究機関も多数集積している。

歴史的に経済と文化の中心であった大阪は、ユネスコ無形文化遺産に登録されている人形浄瑠璃文楽などの伝統芸能や、大阪城をはじめとする多くの歴史・文化・スポーツ施設やエンターテインメント拠点、食、ショッピングなどの多種多様な魅力資源を有しており、近年、来阪外国人が大幅に増加している。さらに 2019 年のラグビーワールドカップ 2019、2021 年のワールドマスターズゲームズ 2021 関西といった大規模スポーツイベントが開催されることとなっているなど、世界への発信力強化や知名度向上の好機を迎え、大阪経済の活性化に向けて観光・スポーツ・文化の重要性が一段と高まっている。

（人口動態等）

大阪市の人口は、1965 年以降 2000 年まで減少傾向で推移してきたが、2005 年には増加に転じ、2010 年には約 267 万人となっている。今後は、2015 年頃を境に減少に転じ、2040 年には 232 万人（2010 年に比べ△13.1%）にまで減少することが見込まれている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

大阪市内の約 19 万の事業者のうち 98%を占める中小企業は、卓越した技術を有する製造業の競争力の源泉であり、また地場産業や商店街等を含め、地域経済の中核を担うなど、地域経済の基盤を支える極めて重要な存在である。

こうした中小企業等の存在や地域の特性・強みなどを活かして、地域の企業の経営基盤の強化や市場拡大が見込まれる成長分野への参入、新事業やイノベーションの創出を図ることにより、地域の企業の成長・発展につなげ、さらには当該企業の成長を通じて他の産業・企業にも高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現させていくことをめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	50,000 百万円	—

(算定根拠)

- ・計画期間において地域経済牽引事業を 70 件創出し、これらの地域経済牽引事業により創出される付加価値額と促進区域での波及効果を合わせて、50,000 百万円の付加価値を創出することをめざす。
- ・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、新規事業件数を設定する。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	200 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	70 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件をすべて満たす事業をいう。ただし、（２）（３）の指標は事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、計画期間に応じて変更するものとする。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 61 百万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ると見込まれること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①当該事業者の地域経済牽引事業にかかる売上合計が、開始年度比で 10%増加すること
- ②当該事業者の地域経済牽引事業にかかる雇用者数合計が、開始年度比で 5%増加すること
- ③当該事業者と促進区域に所在する事業者間の取引額が、開始年度比で 10%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本基本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①大阪市の製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②大阪市のビジネス支援型サービス業等の産業集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ③大阪市の環境・エネルギー関連等の産業集積を活用したグリーン・エネルギー分野
- ④大阪市の医療・健康関連等の産業集積を活かしたヘルスケア・ライフサイエンス分野
- ⑤大阪市の歴史・文化・スポーツ施設等の魅力資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

(2) 選定の理由

- ①大阪市の製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本地域には約19万の多様な事業所が存在している。そのうち製造業については、事業所数が減少傾向にあるものの、全事業所数の9.7%を占める18,467箇所（平成26年）が立地し、製造品出荷額等は3兆6,348億円（従業者数4人以上の事業所。平成26年）であり、全国や他都市と比較して高水準の付加価値率（製造品出荷額等に占める付加価値額の割合：40.0%（平成26年））を誇っている。淀川北岸の淀川区や西淀川区、臨海部の此花区では製造品出荷額等が多く、東部地域（東成、生野、城東、平野の4区）には1㎢あたり58箇所の製造業の事業所が立地し、全国的に見ても高密度な工業集積が存在するなど、高度な技術を有する高付加価値型の手・中堅・中小のものづくり企業が多数存在している。

また、本地域には大阪市立大学や大阪産業技術研究所といった大学・研究機関が集積し、特色ある研究開発拠点や科学技術基盤が形成されており、様々な研究成果を生み出し高度な人材を輩出している。加えて、公益財団法人大阪市都市型産業振興センターや大阪商工会議所など、産学官の連携等において豊富な実績を有する産業支援機関も集積している。

これらの企業集積や大学・研究機関、産業支援機関等の存在は、医療機器や新素材、革新的製造プロセスなどの成長ものづくり分野において、地域経済を牽引する新事業を開発・推進していくために不可欠な基盤であり、産学官の連携等を通じて本地域が活かしていくべき特性である。

成長ものづくり分野での地域経済牽引事業の促進は、製造業のみならず流通やサービスなど本地域の多種多様な企業との取引関係の創出・拡大により裾野広く効果波及が見込まれるとともに、グローバルなビジネスネットワーク、とりわけアジアとの近接性や強い取引関係を活かして、域外からの需要獲得につながるものと期待される。

- ②大阪市のビジネス支援型サービス業等の産業集積を活用した第4次産業革命関連分野

本地域には、高度な技術を有する高付加価値型の手・中堅・中小のものづくり企業が多数存在するほか、73,579箇所（平成26年）の事業所が立地するサービス業全体の中でも、主に事業者間で取引を行い業務効率化等に貢献するビジネス支援型のサービス業（情報サービス業、インターネット付随サービス業、専門サービス業、技術サービス業など）は26,109箇所（平成26年）と多数集積している。特にIoTやロボットテクノロジー、AIの利活用等を支える情報通信系は、近畿圏の約7割が本地域に集中するなど、そのシ

ェアは他都市と比較して大きくなっている。

また、本地域には大阪市立大学や大阪産業技術研究所といった大学・研究機関が集積し、特色ある研究開発拠点や科学技術基盤が形成されており、情報通信関連をはじめ様々な研究成果を生み出し高度な人材を輩出している。加えて、公益財団法人大阪市都市型産業振興センターや大阪商工会議所など、産学官の連携等において豊富な実績を有する産業支援機関も集積している。

これらの企業集積や大学・研究機関、産業支援機関等の存在は、IoT やロボットテクノロジー、AI 等の利活用による課題解決型ビジネスなどの第 4 次産業革命関連分野において、地域経済を牽引する新事業を開発・推進していくために不可欠な基盤であり、産学官の連携等を通じて本地域が活かしていくべき特性である。

第 4 次産業革命関連分野での地域経済牽引事業の促進は、センシングや制御、駆動といった要素技術を有する製造業や情報サービス業等の新たな事業機会の創出につながるとともに、本地域の多種多様な企業との取引関係の創出・拡大、これによる取引先企業における業務効率化や生産性向上、製品・サービスの高付加価値化などにより裾野広く効果波及につながるものと期待される。

③大阪市の環境・エネルギー関連等の産業集積を活用したグリーン・エネルギー分野

大阪には電池や関連装置・部品、水素製造・貯蔵メーカーなどのグリーン分野での世界トップクラスの企業をはじめ、高度な技術を有する高付加価値型の手・中堅・中小のものづくり企業など、多様な企業が集積している。特に、バッテリーに関しては、部材・素材、生産装置、最終製品までの幅広いメーカーが立地するとともに、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）をはじめとした高度な分析・解析が可能な試験・評価機関等が集まる世界でも類を見ないバッテリークラスが形成されており、大阪港からのリチウムイオン電池の輸出額は 927 億円（平成 27 年）、全国シェアは 37.7%を有するなど、同分野における強みを有している。

また、水素エネルギーの利活用の拡大や関連産業の振興を図るため、大阪府・市が共同で産学官プラットフォーム「H2Osaka ビジョン推進会議」を設置し、今後の水素社会の実現に向けた取組を先駆的に推進している。さらに、本地域には大阪市立大学や大阪産業技術研究所といった大学・研究機関が集積し、特色ある研究開発拠点や科学技術基盤が形成されており、グリーン・エネルギー分野をはじめ様々な研究成果を生み出し高度な人材を輩出するほか、産学官連携の拠点となる「バッテリー戦略研究センター」が大阪府に設置されている。こうしたポテンシャルを背景に、夢洲・咲洲地区は「関西イノベーション国際戦略総合特区」の区域として指定を受けており、規制緩和や税制上の特例等の総合的な支援が適応され、バッテリーやスマートコミュニティ等にかかるイノベーション創出に向けた環境が整っている。加えて、公益財団法人大阪市都市型産業振興センターや大阪商工会議所など、産学官の連携等において豊富な実績を有する産業支援機関も集積している。

これらの企業集積や大学・研究機関、産業支援機関等の存在は、バッテリー、スマートコミュニティ、省エネや再生可能エネルギー関連ビジネスなどのグリーン・エネルギー分野において、地域経済を牽引する新事業を開発・推進していくために不可欠な基盤であり、産学官の連携等を通じて本地域が活かしていくべき特性である。

世界的な課題解決に貢献し今後の需要拡大が見込まれるグリーン・エネルギー分野での地域経済牽引事業の促進は、本地域の製造業をはじめとする多種多様な企業の新たな事業

機会の創出、企業間での取引関係の創出・拡大などにより裾野広く効果波及につながるとともに、グローバルなビジネスネットワーク、とりわけアジアとの近接性や強い取引関係を活かして、域外からの需要獲得につながるものと期待される。

④大阪市の医療・健康関連等の産業集積を活かしたヘルスケア・ライフサイエンス分野

本地域は、江戸時代から我が国における製薬業の中心地として栄えた歴史を有しており、中央区道修町には製薬企業が数多く立地し、医薬品製造業の事業所は 76 箇所（平成 26 年）、全国シェアは 5.3%を有し、また本地域を含む大阪府の医薬品生産額は 5,102 億円（平成 26 年）で全国第 3 位に位置するなど、ライフサイエンスに関連する企業が多く集積し活発な事業活動が展開されている。さらに、バイオ関連や食品メーカー、家庭用健康機器メーカーなど、健康や医療・介護等のヘルスケアビジネスの関連企業も多く、同分野における強みを有している。

また、本地域には大阪市立大学や同医学部付属病院、大阪国際がんセンター、大阪産業技術研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部（PMDA-WEST）といった大学・研究機関や医療機関等が集積し、健康から創薬・治療、再生医療に至るまで、幅広くライフサイエンスに関わる研究開発が行われるとともに、例えば中之島地域では再生医療を核とした未来医療国際拠点形成に向けた検討が進められるなど、地域の産学官が連携して様々なプロジェクトを展開し、研究成果の創出や還元、高度な人材輩出に取り組んでいる。加えて、公益財団法人大阪市都市型産業振興センターや大阪商工会議所など、産学官の連携等において豊富な実績を有する産業支援機関も集積している。

これらの企業集積や大学・研究機関、産業支援機関等の存在は、医療、健康、介護関連ビジネスなどのライフ分野において、地域経済を牽引する新事業を開発・推進していくために不可欠な基盤であり、産学官の連携等を通じて本地域が活かしていくべき特性である。

大阪では健康指標の多くが全国平均を下回り、急速な高齢化が進んでいる中、医療や健康、介護等のライフ分野に対するニーズは増大、多様化し、大きな潜在的需要が見込まれる。当該分野での地域経済牽引事業の促進を図ることにより、健康寿命の延伸による社会課題の解決や、本地域の多種多様な企業の新たな事業機会の創出、企業間での取引関係の創出・拡大などによる地域経済成長の両立につながると期待される。また、グローバルなビジネスネットワーク、とりわけアジアとの近接性や強い取引関係を活かして、域外からの需要獲得につながるものと期待される。

⑤大阪市の歴史・文化・スポーツ施設等の魅力資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

歴史的に経済と文化の中心であった大阪は、ユネスコ無形文化遺産に登録されている人形浄瑠璃文楽などの伝統芸能や、大阪城をはじめとする多くの歴史・文化・スポーツ施設やエンターテインメント拠点、食、ショッピングなどの多種多様な魅力資源を有している。

本地域を含む大阪府への来阪外国人旅行者数は、平成 24 年の約 203 万人から平成 28 年には約 940 万人となり、外国人延べ宿泊者数は平成 24 年の約 306 万人から平成 28 年には約 1,001 万人となるなど、大阪を訪れる外国人は近年大幅な増加を続けている。

また、本地域における国宝及び文化財数は、政令指定都市の中では京都市に次いで多い 266 件（平成 27 年度）が保管されている。

さらに、本地域には IAAF（国際陸上競技連盟）クラス 1 公認の長居陸上競技場をはじ

め、大阪中央体育館や大阪プール、靱テニスセンター、舞洲アリーナなどの大規模競技大会が開催可能な施設が集積しており、世界スーパージュニアテニス大会(昭和53年～)、平成14年のFIFAワールドカップKOREA/JAPAN、平成15年の世界柔道選手権大会、平成19年のIAAF世界陸上競技選手権大会などの様々な大会を開催してきた実績を有している。長居公園のキンチョウスタジアム(長居球技場)といった大規模競技施設については、より魅力的で収益性を有する施設(スタジアム・アリーナ)への展開を図っていくための取組も進展しつつあるほか、プロスポーツチーム等との協働事業や、大阪市立大学との共同研究など産官学との連携事業にも取組みは始めている。

こうした多種多様な魅力資源等を活かして、大阪の都市魅力を高め国内外から人・モノ・投資等と呼び込むため、大阪府・市では「大阪都市魅力創造戦略2020」を策定し、これに基づいて世界第一級の文化・観光拠点の形成や観光客受入環境の充実、MICE誘致の推進、文化・スポーツ振興にかかる施策・事業を推進している。さらに、大阪市では「大阪の観光地域まちづくりアクションプログラム」を策定し、官民協働による都市経営に基づいた取組を行うことにより、地域の魅力を活かす観光地域まちづくりを推進していくこととしている。これらの取組により観光消費額の拡大を図り、旅行・宿泊・運輸・観光施設にとどまらず、小売や飲食サービスなど地域の幅広い企業のビジネスチャンスの創出・拡大に効果を波及させていくことをめざしている。

今後、関西では2019年のラグビーワールドカップ2019、2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西といった大規模スポーツイベントが開催されることとなっており、より一層世界への発信力強化や知名度向上、国内外からの集客強化が見込まれる。こうした地域の特性を活かして、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野における地域経済牽引事業(観光・スポーツ・文化・まちづくり関連、クリエイティブ関連、MICE関連、シェアリングエコノミー関連のビジネスや拠点施設整備・地域開発事業など)の促進を図ることは、本地域の集客強化や関連市場の拡大に寄与するとともに、観光関連企業(宿泊、旅行、運輸、飲食・物販サービス、アミューズメント等)、文化・スポーツの関連施設やメーカー、流通関連企業など本地域の非常に幅広い企業における新たな事業機会の創出や企業間での取引関係の創出・拡大、域外需要の取り込みによる成長加速などにつながるものと期待される。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等の活用も図りつつ、引き続き中小企業を主とする地域の企業の経営基盤強化や新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業や規制緩和等の取組を積極的に推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

① ライフ・グリーン分野等における有望企業の支援（大阪トップランナー育成事業）

ライフ分野やグリーン分野等において、実現性や成長性等が期待できるプロジェクトを発掘・認定し、認定プロジェクトに対して市場投入から販路拡大まで担当コーディネータが伴走しながら、各段階の課題に応じたオーダーメイド型の継続的サポート（ハンズオン支援）を実施する。

【平成 29 年度予算：71 百万円、既認定プロジェクト数：63 件（平成 29 年 8 月現在）】

② IoT・ロボットテクノロジー（RT）関連ビジネスの創出支援

IoT・RT を活用したビジネス・サービスによる創業や新規事業展開をめざす事業者を対象に、専門コーディネータのもと、基礎知識習得やマッチング等のビジネス創出プログラムを実施する。

【平成 29 年度予算：20 百万円（うち地方創生推進交付金 10 百万円）】

年間約 700 万人が訪れる大規模複合施設であるアジア太平洋トレードセンター（ATC）を IoT・RT 関連ビジネスの社会実装に向けた実証実験フィールドとして提供するとともに、相談窓口の設置や専門家のアドバイス、効果的な実証実験計画の作成支援、施設管理者との調整等、実証実験のコーディネートを実施する。

【平成 29 年度予算：18 百万円】

③ イノベーション創出の促進

世界から人材・情報・資金を呼び込みイノベーションが次々と起こる環境（イノベーション・エコシステム）を構築するため「大阪イノベーションハブ」を設置し、起業家やベンチャー支援の各種プログラムを実施する。

【平成 29 年度予算：203 百万円（うち地方創生推進交付金 74 百万円）、プログラム参加者数：約 56,000 名（平成 25～28 年度）】

オープンイノベーションやベンチャーの成長サポートに取り組む企業等の市内投資・進出を促進するため、拠点施設整備（建物および附属設備の取得、改修工事、工作機械等取得経費など）に対する助成制度（大阪市イノベーション拠点立地促進助成金制度）を実施する。【平成 29 年度予算：60 百万円】

④ 特区制度の活用推進による規制緩和等

関西圏として区域指定された「国家戦略特区」及び「関西イノベーション国際戦略総合

特区」において、大阪が強みを有するライフ分野やグリーン分野の国際競争力強化に向けた規制の特例措置・税制上の支援措置等を活用するほか、大阪府・市の協調により地方税が最大ゼロとなる税優遇制度を実施し、企業集積や研究開発の促進、イノベーション創出の環境整備を図る。

【地方税優遇制度 事業計画認定：10 件、投資実績総額：約 55 億円（平成 24～28 年度）】

⑤大阪商工会議所との提携に基づく実証事業の支援

IoT やロボットテクノロジー、AI 等の先端技術の社会実装や関連ビジネスの創出・展開に向けて不可欠となる実証事業を促進するため、大阪商工会議所と締結した「先進的なまちづくりに資する「実証事業都市・大阪」実現に向けた包括提携協定」に基づき、大阪市の関係部局が連携し、様々な関連施設やインフラ、公共空間等の提供を図る。

【平成 29 年 2 月に協定締結、6 月に実証事業（第一号案件）を実施】

⑥観光地域まちづくりや MICE 誘致の推進

大阪府・市・経済界が設置し、日本版 DMO 候補法人として登録されている「大阪観光局」を中心に、地方創生推進交付金を活用しながら国内外からの来阪者・宿泊者数や観光消費の増大に向けたマーケティングやプロモーション活動などの観光振興事業を戦略的に実施する。

【平成 29 年度予算：320 百万円（うち地方創生推進交付金 70 百万円）】

大阪城公園や天王寺公園・動物園の魅力向上、「大阪・光の饗宴」の開催等による大阪ならではの魅力の商品化や、観光案内表示の充実等の観光客の受入環境整備など、「大阪の観光地域アクションプログラム」に基づく観光地域まちづくりの取組みを推進する。

【平成 29 年度予算：428 百万円】

観光消費の拡大、成長分野でのビジネス機会の創出等を図るため、大阪府・市、経済団体、大阪観光局が策定した「大阪における MICE 推進方針」に基づき、オール大阪で、大阪の経済成長及び都市格向上に資する国内外からの MICE 誘致を戦略的に行うとともに、大阪の MICE 拠点の役割分担及び機能強化について検討を行う。

【平成 29 年 3 月に大阪における MICE 推進方針を策定】

⑦地方創生関係施策

平成 30 年度以降、地方創生推進交付金の活用を図ることを視野に、成長ものづくり分野や第 4 次産業革命関連分野、グリーン・エネルギー分野、ヘルスケア・ライフサイエンス分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野において、設備投資支援等による事業環境の整備、新製品・サービス開発や新規参入、販路開拓、地域活性化プロジェクト等の支援に取り組んでいくことを予定している。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①大阪市 ICT 戦略等に基づく取組

大阪市では「大阪市 ICT 戦略本部会議」を設置（担当：ICT 戦略室）し、そのもとで「大阪市 ICT 戦略」及び「同 アクションプラン」を推進している。

②公共データの公開、利活用の促進

公共データの利活用促進による市民サービスの向上、ビジネスの活性化、行政運営の効

率化を図るため、事業者が事業活動等において大阪市保有の各種データを活用できるよう、「大阪市オープンデータポータルサイト」において積極的に公開している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

大阪府商工労働部内、大阪市経済戦略局内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、本市関連部署等を含めた内部検討を行ったうえで適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①大阪産業創造館における経営基盤強化や新事業創出等の支援

中小企業支援の拠点である「大阪産業創造館」において、様々なビジネスチャンスをとらえつつ、社会経済情勢の変化や企業ニーズに即応した各種支援プログラムを実施する。

多様化する企業の経営課題や、事業承継等の社会経済情勢の変化に応じたテーマに機動的に対応し、各分野の専門家によるコンサルティングやセミナー開催、市場のニーズや販路を熟知したアドバイザーによるマッチング機会の提供などにより、経営基盤の強化や新事業創出、販路開拓等を支援する。

②大阪産業技術研究所における技術課題解決や新技術・製品開発等の支援

大阪府・市が共同で設置した「大阪産業技術研究所（平成 29 年 4 月 1 日、大阪市立工業研究所と大阪府立産業技術総合研究所を統合し設置）」において、技術相談や試験分析、受託研究等への対応、技術人材育成プログラムの提供、産学官連携による共同研究開発プロジェクトの組成・推進などにより、技術面の課題解決や新技術・製品開発等を支援する。

研究所内の「電池開発評価センター」や「次世代光デバイス評価支援センター」などにおいて、成長分野への企業参入や事業拡大を促進するほか、国際規格に対応した性能評価試験等を実施し、企業の海外展開を支援する。

③大阪観光局における観光振興事業の推進

大阪府・市・経済界が設置し、日本版 DMO 候補法人として登録されている「大阪観光局」を中心に、国内外からの来阪者・宿泊者数や観光消費の増大に向けたマーケティングやプロモーション活動などの観光振興事業を戦略的に実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和 元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (最終 年度)
【制度の整備】							
① ライフ・グリーン分野等における有望	実施						→

企業の支援							
② IoT・RT 関連ビジネスの創出支援	実施						→
③ イノベーション創出の促進	実施						→
④ 特区制度の活用推進による規制緩和等	実施						→
⑤ 大阪商工会議所との提携に基づく実証事業の支援	実施						→
⑥ 観光地域まちづくりや MICE 誘致の推進	実施						→
⑦ 地方創生関係施策	予算化に向けた検討、実施等						→
【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）】							
① 大阪市 ICT 戦略等に基づく取組	実施						→
② 公共データの公開、利活用の促進	実施						→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
事業者からの相談窓口	年度後半 整備・運用	運用					→
【その他の事業環境整備に関する事項】							
① 大阪産業創造館における経営支援	実施						→
② 大阪産業技術研究所における技術支援	4月 統合 実施	実施					→
③ 大阪観光局におけるプロモーション活動等の推進	実施						→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、本市における産業支援機関である公益財団法人大阪市都市型産業振興センターや、公設試験研究機関である地方独立行政法人大阪産業技術研究所、公立大学法人大阪市立大学、大阪商工会議所などの様々な支援機関が十分に連携して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。そのため、本市では、これらの支援機関による連携支援計画の策定に向けて、関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人大阪市都市型産業振興センター

同法人は本地域の中小企業の経営力強化や創業支援を図ることにより地域経済の発展に寄与することを目的としており、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されている。

主として、本地域の中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」の指定管理者として、コンサルティングや人材育成、販路開拓や事業開発に向けたマッチング事業など幅広い中小企業支援プログラムを実施している。特に、大阪府内の金融機関（銀行、信用金庫等）が参画する「中小企業応援団プロジェクト」を推進し、それぞれの情報やノウハウを活かして連携を図りながら中小企業支援に取り組んでいる。また、自主事業として、良好な操業環境を提供する賃貸工場「テクノシーズ泉尾」を設置・運営するほか、保有する支援ノウハウや各種関係機関・企業等とのネットワークを活かして、大阪市をはじめ近隣の自治体等から様々な中小企業支援事業を受託・実施しており、本地域で活躍する企業の経営課題解決や成長支援等に不可欠な役割を果たしている。

②地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

同法人は、大阪市立工業研究所及び大阪府立産業技術総合研究所を承継し、平成 29 年 4 月 1 日に大阪府・市により設立された。両研究所の得意分野（大阪市立工業研究所：化学、高分子材料、バイオ・食品、ナノ材料等／大阪府立産業技術総合研究所：金属、電気・電子、機械・加工等）や経営資源を融合し、総合力を活かしてより幅広い技術分野や多様な企業ニーズに対応可能な拠点となっており、本地域の企業における技術面での課題解決や価値創出に不可欠な役割を果たしている。

③公立大学法人大阪市立大学

公立大学法人大阪市立大学（設立団体：大阪市）が設置する大阪市立大学は、優秀な人材の育成や研究成果の還元により、知的インフラ拠点として大阪の成長に貢献している。

大阪市立大学では、人工光合成研究センターを開設し、次世代型の循環可能なエネルギーの実用化に向けた取組を進めるほか、うめきた地区のグランフロント大阪内に健康

科学イノベーションセンターを開設し、健康科学研究の推進や成果の還元に取り組むなど、産学官連携の取組を幅広く推進している。また、平成 29 年 2 月には大阪市と大阪市立大学は連携協力に関する基本協定を締結し、両者の一層の連携強化により、地域の企業支援をはじめ大阪の成長・発展に資する取組を推進している。

④大阪商工会議所

大阪商工会議所は、約 3 万の会員を擁し、中堅・中小企業の経営基盤の強化やビジネス環境の整備を図るため、ビジネスマッチングや人材の確保・育成、創業支援等の各種事業を実施し、大阪市内の商工業の発展に寄与している。

大阪商工会議所では、2017 年度から 3 年間かけて取り組む中期計画「たんと繁盛 大阪アクション」に基づき、第 4 次産業革命関連分野を中心に、オープンイノベーションから社会実証・実装までを包括支援することによるイノベーション・エコシステムの構築をはじめ、ライフサイエンス産業やスポーツ産業、観光産業の振興、グローバル市場開拓等に向けて、中堅・中小企業の成長分野参入を支援する戦略プロジェクトを推進するなど、本地域の中堅・中小企業の基盤強化や成長促進等に資する取組を推進している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、事業活動において環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対応等を求めていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて説明会等を実施するなど、事業活動等が住民をはじめとする様々な関係者の理解を得ていくための取組を進める。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

I 防犯に配慮した環境の整備、管理

(1) 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよ

う配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

- (2) 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- (3) 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。
- (4) 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- (5) 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- (6) 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

II 交通安全に配慮した環境の整備

- (1) 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- (2) 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

III 地域社会との連携

- (1) 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- (2) 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等、近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

IV 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

V 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

VI 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

VII 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や

関係自治体において必要な措置をとる。

VIII その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

本計画を推進するにあたっては、大阪港港湾計画をはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

また、毎年度の終了後、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本基本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）